

第2号様式

暴力団等並びに暴力団員及び暴力団準構成員等の認定基準について（概要）

（令和6年4月23日 鹿組対第786号）

本通達は、暴力団対策の対象を明確にするため、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団準構成員
- 総会屋等
- 社会運動等標ぼうゴロ

等の認定基準を定めたものである。